平成２９年（フ）第１９３２号
東京都北区豊島５丁目５－６－1401
債務者　笹谷　　功（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９３５号
東京都板橋区大山金井町15－２－301　第二宝ビル
債務者　佐藤　陽子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０号
東京都東村山市野口町１丁目27番地３ハイツ蔵201
債務者　知念　朝和
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１９１号
東京都福生市加美平２丁目３番地３浜屋コーポ302
債務者　田中　　等
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９号
静岡市清水区下野北９番８号　柴マンション南201号、旧住所静岡市清水区下野北９番10号　柴マンション北206号
債務者　望月　　正
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７号
熊本県天草市牛深町1551番地15　大池田団地２－４－３号
債務者　伊藤　孝明
1　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月29日午前11時
熊本地方裁判所天草支部

平成２９年（フ）第１９０５号
東京都青梅市東青梅５丁目21－53－102
債務者　志村　秀雄
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１９１６号
東京都杉並区井草２丁目24－17　メゾン・K203
債務者　伊東美江子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１６号
横浜市緑区長津田町2984番地９
債務者　算用子祐太
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０５号
神奈川県大和市鶴間２丁目16番12号　ハイツ諏訪Ａ102
債務者　渋谷　雄一
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５０６号
神奈川県大和市鶴間２丁目16番12号　ハイツ諏訪Ａ102
債務者　渋谷　京子
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５１４号
横浜市金沢区大道１丁目30番２－404号
債務者　人見　美保（旧姓瀬戸）
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５２１号
横浜市戸塚区原宿３丁目57番３－１－301号
債務者　亀田　洋則
1　決定年月日時　平成29年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第６１号
千葉県山武市島289番地
破産者　鈴木　康之
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第６２号
千葉県山武市島289番地
破産者　鈴木　布美
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係